

道路交通法の一部を改正する法律が令和8年4月1日より施行され、仮免許及び運転免許試験の受験資格に係る年齢要件が引き下げられること等について、所管の学校及び域内の教育委員会等へ周知をお願いいたします。

事務連絡  
令和8年2月13日

各都道府県教育委員会指導事務主管課  
各指定都市教育委員会指導事務主管課  
各都道府県私立学校主管課  
附属学校を置く各国立大学法人担当課  
附属学校を置く各公立大学法人担当課  
小中高等学校を設置する学校設置会社を  
所轄する構造改革特別区域法第12条第1項  
の認定を受けた各地方公共団体の担当課

文部科学省初等中等教育局児童生徒課  
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課

仮免許及び運転免許試験の受験資格に係る年齢要件引下げについて（周知）

この度、準中型自動車仮免許及び普通自動車仮免許の取得並びに準中型自動車免許及び普通自動車免許に係る運転免許試験の受験資格に係る年齢要件を現行の18歳から、17歳6月に引き下げることを内容とする道路交通法の一部を改正する法律（令和6年法律第34号）が令和8年4月1日より施行されることを受けて、別添1のとおり、警察庁交通局運転免許課長・交通企画課長より、一般の制度改正の趣旨等について高等学校等（高等学校、中等教育学校及び高等部を置く特別支援学校をいう。以下同じ。）に対して周知するよう依頼がありました。

つきましては、都道府県教育委員会・指定都市教育委員会にあつては所管の高等学校等及び高等学校等を所管する域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県にあつては所轄の学校法人及び高等学校等に対して、附属学校を置く国立大学法人及び公立大学法人にあつては附属の高等学校等に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体にあつては認可した高等学校等に対して、別添1及び下記の内容を周知いただくよう、よろしく願いいたします。

その際、学校における働き方改革の観点から、周知の範囲及び方法については、全ての学校に一律に通知する以外にも、例えば、他の案件とまとめて周知する、教育委員会主催の教員研修の場で周知するなど、必要に応じて御判断いただきますよう、お願い申し上げます。

## 記

1. 在学中の生徒の運転免許の取得や自動車教習所入所についての取扱いについて  
高等学校等の生徒の在学中の運転免許の取得の可否や、自動車教習所に入所できる時期や年齢等の取扱いについては、各学校の校則等において適切に定められているところ、一般に、校則は、社会通念上合理的と認められる範囲において、教育目標の実現という観点から校長が定めるものとされており、生徒指導提要（令和4年12月改訂）においては、校則を制定してから一定の期間が経過し、学校や地域の状況、社会の変化等を踏まえて、その意義を適切に説明できないような校則については、改めて学校の教育目的に照らして適切な内容か、現状に合う内容に変更する必要があるか、また、本当に必要なものか、絶えず見直しを行うことの重要性について記載がなされています。また、校則は、最終的には校長により適切に判断される事項ではありますが、その内容によっては、児童生徒の学校生活に大きな影響を及ぼす場合もあることから、その在り方については、児童生徒や保護者等の学校関係者からの意見を聴取した上で定めていくことが望ましい旨、記載がなされています。

在学中の生徒の運転免許の取得や自動車教習所入所についての取扱いについては、最終的には、校長の権限において適切に判断されるべき事項ではありますが、別添1のとおり、いわゆる「早生まれ」の高校生についても在学中の運転免許取得を制度上可能とするこの度の制度改正の趣旨や、上記の校則に係る考え方も踏まえ、適切に対応いただくよう、お願いいたします。なお、これまでも周知しているとおり、指定自動車教習所から各学校等に対し、生徒の運転免許の取得に係る相談があった場合は、各学校等におかれては指定自動車教習所と協議するなど、適切に対応いただくよう、改めてお願いします。

## 2. 在校生に対する交通安全教育の実施について

高等学校等の生徒に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄等を習得させるとともに、交通社会の一員として交通ルールを遵守し自他の生命を尊重するなど、責任をもって行動することができる健全な社会人を育成することが重要です。したがって、高等学校等においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、学校の教育活動全体を通じて、二輪車・自動車の特性、危険の予測と回避、運転者の責任、応急手当等について更に理解を深めるようお願いいたします。また、令和8年4月1日から、16歳以上の者の自転車運転者が交通反則通告制度（いわゆる青切符）の対象となることに加え、生徒の多くが、近い将来、普通免許等を取得することが予想されることから、免許取得前の教育として、交通事故（飲酒運転・無免許運転、あおり運転などの悪

質性・危険性が高い運転を含む。)の責任等を理解させ、運転者として備えておくべき安全意識を醸成する教育を行うよう、お願いいたします。特に、二輪車・自動車の安全に関する指導については、具体的な事例を適宜取り上げるとともに、生徒の実態や地域の実情に応じて、各地域における安全運転を推進する機関・団体等との協議の場を設けることなどを通じて連携を深めながら、安全運転に関する意識の高揚と実践力の向上を図るとともに、二輪車の実技指導等を含む実践的な交通安全教育の充実を図るよう、お願いいたします。

#### 【別添資料】

別添1：「仮免許及び運転免許試験の受験資格に係る年齢要件引下げ等の高等学校等に対する周知について」（令和8年2月13日付け警察庁交通局運転免許課長・交通企画課長事務連絡）

別添2：「高等学校等における生徒の運転免許の取得に係る留意事項等について」（平成30年9月7日付け文部科学省初等中等教育局児童生徒課、健康教育・食育課事務連絡）

#### 【参考資料】

・生徒指導提要（令和4年12月改訂）

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1404008\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1404008_00001.htm)



(本件担当)

#### 【校則について】

初等中等教育局児童生徒課生徒指導室  
生徒指導企画係

電話番号 03-5253-4111（内線 3298）

#### 【交通安全教育について】

総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課  
安全教育推進室交通安全・防犯教育係

電話番号 03-5253-4111（内線 2695）

事務連絡  
令和 8 年 2 月 13 日

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長  
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長 殿

警察庁交通局運転免許課長  
警察庁交通局交通企画課長

仮免許及び運転免許試験の受験資格に係る年齢要件引下げ等の高等学校等に対する周知について（依頼）

準中型自動車仮免許及び普通自動車仮免許の取得並びに準中型自動車免許及び普通自動車免許に係る運転免許試験の受験資格に係る年齢要件を現行の 18 歳から、17 歳 6 月に引き下げることを内容とする道路交通法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 34 号。以下「改正法」という。）が令和 8 年 4 月 1 日より施行されます。

若年者、特に高校生の運転免許取得に関しては、これまでも就職における運転免許の必要性といった観点から累次の制度改正が図られてきたところであり、今般の制度改正も特に高校生の免許取得時期に関わる内容であることから、その趣旨について高等学校等に了知いただくことが、改正法が所期の効果を発現するためにも重要であると考えています。

つきましては、貴省におかれましても、各都道府県教育委員会等を通じて、高等学校等の教職員及び生徒に対し、下記の内容等について周知が図られるよう、よろしくお取り計らいください。

## 記

### 1 普通仮免許等の年齢要件の引下げについて

これまで、準中型自動車及び普通自動車の仮免許及び運転免許試験の受験資格に係る年齢要件は 18 歳とされており、特に、高校 3 年生の者のうち、誕生日が 1 月から 3 月までである者は、3 月末時点において指定自動車教習所を卒業する者の割合が低く、いわゆる「早生まれ」の高校生のうち高校卒業後に就職を予定している者は、就職までに運転免許を取得することが困難な場合があるという不均衡が生じていたところ、本改正によって、これらの不均衡が解消されることとなります。

また、今般の制度改正により、「早生まれ」の者以外の高校生でも、運転免許試験の受験をより早期に行うことができることとなり、自動車教習所等への入所時期等について、より柔軟に選択できることが期待されます。

一方、一部の高等学校等においては、校則により在学中の運転免許の取得を制限している場合や、自動車教習所に入所できる時期や年齢を制限している事例があると承知しております。貴省におかれましては、過去にも各都道府県教育委員会等を通じて、高等学校等に対して、時代の進展等に応じた校則の積極的見直しや、自動車教習所から相談があった場合の適切な対応を周知されてきたと承知しているところ、今般の制度改正が社会的な要請を踏まえて行われたことに鑑みて、学業等との両立に配慮しつつ、計画的な運転免許取得がなされるよう、ご協力をお願いいたします。

## 2 自動車教習所への入所時期について

自動車教習所への入所については、一部の高等学校等における校則の影響もあり、例年、高等学校等卒業予定者の運転免許取得時期が1月から3月に集中し、自動車教習所のいわゆる繁忙期の一要因となっており、高等学校等卒業予定者の円滑な運転免許取得に支障が生じるおそれもあります。こうした状況をご理解の上、貴省におかれましても、運転免許の取得に関し、学業等の両立に配慮しつつ、運転免許の取得を目指す高等学校等の生徒が、計画的に運転免許を取得することができるよう、高等学校等卒業予定者の入所時期についてもご配慮をお願いいたします。

## 3 その他交通安全上の留意事項等

準中型自動車免許及び普通自動車免許の年齢要件は引き続き18歳であるため、18歳になる前に運転免許試験に合格した場合でも18歳になるまでは運転免許を取得することができないなど、今般の制度改正の留意事項や、仮免許を取得した者が自動車を運転する際のルール等についても併せて周知いただき、高等学校等の生徒が安全に運転免許を取得することができるように、ご協力をお願いいたします（別添1参照）。

このほか、改正法により、同じく令和8年4月1日から、16歳以上の自転車運転者が交通反則通告制度（いわゆる青切符）の対象となることなども踏まえ、警察庁においては交通安全教育のための各種広報資料（別添2～4）を作成しておりますので、高等学校等の生徒の交通安全教育にご活用いただき、交通社会の一員として交通ルールを遵守する意識の向上を図っていただくよう、ご協力をお願いいたします。

# 普通仮免許等の年齢要件の引下げについて【令和8年（2026年）4月1日施行】

## 改正の内容

- **準中型仮免許**及び**普通仮免許**の年齢要件を**18歳から17歳6か月に引き下げ**。※仮免許の有効期間は、引き続き6か月。
- 仮免許による練習後に受験可能になる準中型免許及び普通免許に係る**運転免許試験の受験資格要件**も18歳から17歳6か月に引き下げ。



## 留意点

- **準中型免許及び普通免許の年齢要件は引き続き18歳**なので、18歳より前に運転免許試験に合格した場合でも、18歳になるまでは免許を取得することはできません。
- 仮免許証の6か月の有効期間内は、**練習又は試験・技能検定のために限り「仮免許で運転するときのルール」**（下記参照）を守った状態でのみ運転することが認められています。
- **免許を取得する前に他の都道府県に転居した場合**、免許を取得するためには転居した先の免許センター等で**「成績証明書」を提出**して、免許申請をする必要があります。
- ⇒ 運転免許試験に合格後、**免許を取得する前に他県に転居予定がある場合は**、転居前の住所を管轄する免許センター等で**必ず「成績証明書」を取得してください（その他、教習所の卒業証明書等の必要な書類については、免許センター等にお問合せください。）**。

## 仮免許で運転するときのルール

- 仮免許を取得した者が練習のために自動車を運転しようとするときは、**必ず指導者**（その自動車を運転することができる免許を3年以上を保有している者等）を**助手席に同乗**させ、その指導の下で運転しなければいけません。
- 仮免許を取得した者が練習のために自動車を運転しようとするときは、その自動車の前面及び後面に**必ず「仮免許練習中」**であることを示す標識（横幅30cm以上、縦幅17cm以上）を付けて運転しなければいけません。



令和8年4月1日から 自転車に青切符が適用されます

# 免許はなくてもドライバー

## ルールを守って責任ある運転を!



16歳以上  
が対象

～青切符(交通反則通告制度)導入後の指導取締りについて～

これまで同様、基本的には「指導警告」が行われ、悪質・危険な違反が取締りの対象となります。

携帯電話使用等 (保持)



反則金  
12,000円

信号無視



反則金  
6,000円



警察庁 自転車 交通安全

検索 

<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/bicycle/portal/index.html>

警察庁・都道府県警察

交通ルールを守って  
つながる笑顔



# 自転車の指導取締りの基本的な考え方



自転車の交通違反を認知した場合、**基本的には、現場での「指導警告」を行います。**ただし、交通事故の原因となったり、歩行者や他の車両にとって危険・迷惑となったりするような、**「悪質・危険な違反」であったときは、取締りを行います。**

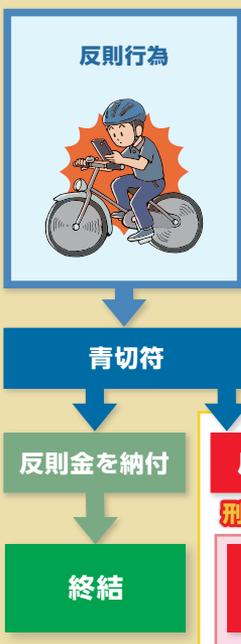
指導取締りの基本的な考え方は、青切符導入後も変わりません。

## 交通反則通告制度とは

「反則行為<sup>\*1</sup>」をした16歳以上の運転者が取締りを受けると、青切符(反則行為となるべき事実の要旨等が記載された書面)が交付され、定額の反則金の納付が通告されます。通告を受けた者が反則金を納付したときは、刑事手続へ移行せず、起訴されない(いわゆる「前科」もつかない)制度をいいます。

※1 反則行為：道路交通法の違反行為のうち、信号無視や指定場所一時不停止等といった、警察官が実際に見て、明らかに違反行為を行ったと判断できるものとして定められたもの

### 交通反則通告制度



### 刑事手続

#### 重大な違反<sup>\*2</sup>や交通事故を起こしたとき

※2 重大な違反(非反則行為)：酒酔い運転・酒気帯び運転、妨害運転、携帯電話使用等(交通の危険)、ひき逃げ等



### 反則行為と反則金の一例

<b>12,000円</b>
●携帯電話使用等(保持)
<b>7,000円</b>
●遮断踏切立入り
<b>6,000円</b>
●信号無視 ●安全運転義務違反
●通行区分違反(逆走、歩道通行等)
●横断歩行者等妨害等
<b>5,000円</b>
●指定場所一時不停止等
●無灯火 ●自転車制動装置不良
<b>3,000円</b>
●並進禁止違反
●軽車両乗積制限違反(二人乗り等)

## 自転車運転者講習とは

自転車の運転に関し、道路における交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反行為(危険行為)を反復して行った者に対して、公安委員会が、交通の危険を防止するための講習の受講を命じる制度をいいます。

受講の命令に従わなかった者は、5万円以下の罰金に処せられます。

**危険行為** 信号無視、指定場所一時不停止等、携帯電話使用等、通行区分違反 等

スマートフォンを  
使用しながらの運転は、  
重大事故につながります。



歩きスマホも  
キケン!!



ながら  
スマホは  
ならぬ!

危ない!!



「ながらスマホ」は、**法律で禁止**されています。  
自動車、自転車ともに

※ 手で持っていないでも、運転中に画像を注視することは、禁止されています。

交通ルールを守って  
つながる笑顔

警察庁・都道府県警察



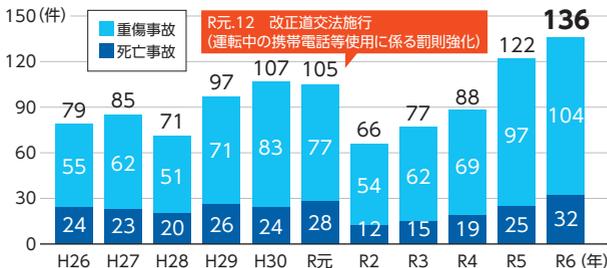
# 「ながらスマホ」による死亡・重傷事故が増加しています!



## 自動車運転者による交通事故

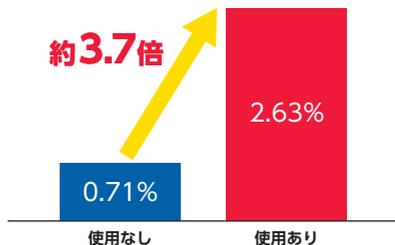
令和6年中の自動車運転者の「ながらスマホ」による死亡・重傷事故件数については、**平成26年以降最多の136件**で、**年代に関係なく死亡・重傷事故**を起こしています。また「ながらスマホ」による**死亡事故率は、不使用時と比べ約3.7倍**高くなっており、スマートフォン等を操作したり、画面を見たりするその一瞬が、死亡事故につながります(グラフ参照)。

■「ながらスマホ」による死亡・重傷事故件数の推移



(注)・第1当事者が自動車(乗用車、貨物車、特殊車)の件数である。  
・携帯電話、スマートフォン等の使用が要因となって発生した事故を集計した。

■携帯電話等使用有無別死亡事故率比較 (令和2年から令和6年までの合計)



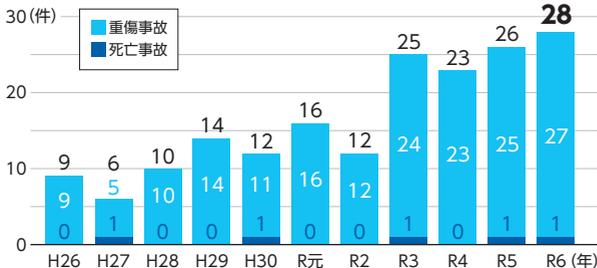
(注)「死亡事故率」とは、交通事故のうち死亡事故の占める割合をいう。



## 自転車利用者による交通事故

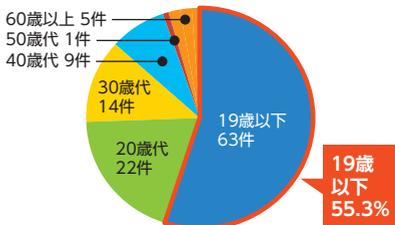
令和6年中の自転車利用者の「ながらスマホ」による死亡・重傷事故件数については、**平成26年以降最多の28件**で、**年齢層別では、19歳以下が約6割**を占めています(グラフ参照)。

■「ながらスマホ」による死亡・重傷事故件数の推移



(注)自転車者が第1又は第2当事者となった事故のうち、自転車運転者の携帯電話、スマートフォン等の使用が要因となって発生した事故を集計した。

■「ながらスマホ」による年齢層別死亡・重傷事故件数 (令和2年から令和6年までの合計)



(注)自転車運転者(第1・第2当事者)の年齢層により区分して集計した。

## 罰則等

	罰則	反則金	点数※
携帯電話等を通話のために使用し、又は手で保持して画像を注視した場合	6月以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金	大型車2万5000円、普通車1万8000円、二輪車1万5000円、原付車1万2000円、自転車1万2000円(令和8年4月1日から)	3点
上記の行為や携帯電話等を手で保持しないで画像を注視して、交通の危険(交通事故、歩行者の妨害等)を生じさせた場合	1年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金	適用なし	6点(免許停止)

※ 自転車による違反には、点数が付されません。

自転車のスマホ・酒気帯び

# 罰則強化

ダメ!!

ながらスマホ



ダメ!!

酒気帯び運転



令和6年11月1日

## 道路交通法改正

### 自転車運転中の新たな罰則

携帯電話使用等 ▶ 最大1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

酒気帯び運転 ▶ 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

警察庁・都道府県警察

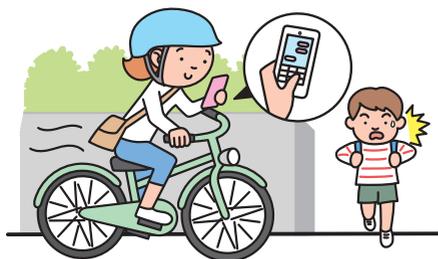
交通ルールを守って  
つながる笑顔



## 自転車の危険な運転に 新しく罰則が整備されました



### 運転中ながらスマホ



スマートフォンなどを手で保持して、自転車で乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。

※停止中の操作は対象外

違反者は、

**6月以下の懲役又は10万円以下の罰金**

交通の危険を生じさせた場合、

**1年以下の懲役又は30万円以下の罰金**



### 酒気帯び運転および幫助



自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

違反者は、

**3年以下の懲役又は50万円以下の罰金**

自転車の提供者は、

**3年以下の懲役又は50万円以下の罰金**

酒類の提供者・同乗者は、

**2年以下の懲役又は30万円以下の罰金**

「運転中ながらスマホ」、「酒気帯び運転」は  
自転車運転者講習制度の対象になります。

### 自転車運転者講習制度

自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反(危険行為)を反復して行った者は講習制度の対象となります。※受講命令違反 5万円以下の罰金

**危険行為** 信号無視、指定場所一時不停止、遮断踏切立入り、安全運転義務違反、通行区分違反 など

重大事故を防ぐため、交通ルールを遵守しましょう。

事務連絡  
平成30年9月7日

各都道府県教育委員会指導事務主管課  
各指定都市教育委員会指導事務主管課  
各都道府県私立学校主管課  
附属学校を置く各国立大学法人担当課  
附属学校を置く各公立大学法人担当課  
高等学校を設置する学校設置会社を  
所轄する構造改革特別区域法第12条  
第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課

御中

文部科学省初等中等教育局児童生徒課  
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

#### 高等学校等における生徒の運転免許の取得に係る留意事項等について

平素から、文部科学行政に対する御理解・御協力を賜り感謝申し上げます。

この度、警察庁交通局運転免許課長から、別紙のとおり、高等学校等（高等学校、中等教育学校及び高等部を置く特別支援学校をいう。以下同じ。）卒業予定者の運転免許の取得について依頼がありました。

指定自動車教習所（以下「指定教習所」という。）においては、例年、1月から3月までが繁忙期となっており、教習生が予約を取りづらくなることや、教習指導員の確保や超過勤務等の課題が生じているとされています。また、その要因の一つとして、高等学校等の生徒が当該時期に集中的に入所することが挙げられています。

高等学校等の生徒に、在学中の運転免許の取得を認めるか否かは、当該学校の教育目的を達成する観点から、各学校等において適切に御判断いただいているところですが、今後、指定教習所を取り巻く環境を踏まえ、指定教習所から個別に相談があることも考えられるところです。

このため、高等学校等における生徒の運転免許の取得に係る留意事項を、下記のとおり整理しましたので、貴職におかれては、適切に御対応いただくようお願いいたします。

なお、下記1. に記載している協議の申入れが、指定教習所の団体から教育委員会等に対してあったときは、貴職において適切に対応するとともに、必要に応じ、各学校等へ引き継いでいただきますようお願いいたします。

また、このことについて、都道府県教育委員会・指定都市教育委員会にあっては所管の高等学校等及び高等学校等を所管する域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県にあっては所轄の学校法人及び私立学校に対して、附属学校を置く国立大学法人及び公立大学法人にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第

12条第1項の認定を受けた地方公共団体にあつては認可した学校に対して、周知を図るとともに、適切な対応がなされるよう御指導をお願いします。

なお、道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号）の施行により、車両総重量7.5トンまでの貨物自動車を運転できる準中型自動車免許が新設されました。当該免許は、普通自動車免許を保有しなくとも18歳から取得可能となっています。このことについては、「道路交通法改正により新設される準中型免許制度の高等学校に対する周知について（依頼）」（平成28年11月1日付け事務連絡）により周知を依頼したところですが、改めて、域内の高等学校等に対して周知していただくようお願いします（別紙の別添2参照）。

## 記

### 1. 校則の性質及び指定教習所からの相談への対応について

高等学校等の生徒に、在学中の運転免許の取得を認めるか否かについては、各学校の校則において適切に定められているものと承知している。一般に、校則は、学校が教育目的を達成するために、必要かつ合理的な範囲内において、児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められるものであり、その内容は、児童生徒の実情、保護者の考え方、地域の実情、社会の常識、時代の進展などを踏まえたものになっているか、絶えず積極的に見直すことが必要である。また、校則の制定や見直しは、最終的には当該学校の教育に責任を負う校長の権限において適切に判断されるべき事柄であるが、見直しに当たっては、児童生徒が話し合う機会を設けたり、保護者からの意見を聴取したりするなど、児童生徒や保護者が何らかの形で参加した上で決定することが望ましいと考えられる。

その上で、指定教習所から各学校等に対し、生徒の運転免許の取得に係る相談があった場合は、各学校等は指定教習所と協議するなど適切な対応を行うこと。なお、高等学校等における生徒の運転免許の取得を認めるか否かについては、最終的には校長の権限において適切に判断されるべき事柄であること。

### 2. 在校生に対する交通安全教育の実施について

高等学校等の生徒に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄等を習得させるとともに、交通社会の一員として交通ルールを遵守し自他の生命を尊重するなど、責任をもって行動することができる健全な社会人を育成することが重要である。

したがって、高等学校等においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、保健体育、総合的な学習の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じて、二輪車・自動車の特性、危険の予測と回避、運転者の責任、応急手当等について更に理解を深めるとともに、生徒の多くが、近い将来、普通免許等を取得することが予想されることから、免許取得前の教育として、自他の生命を尊重する態度の育成、交通事故には責任や補償問題が生じることを理解させ、加害事故を起こさない努力が必要であるという視点を重視した交通安全教育を行うこと。特に、二輪車・自動車の安全に関する指導については、具体的な事例を適宜取り上げ、生徒の実態や地域の実情に応じて、安全運転を推進する機関・団体等と連携しながら、

安全運転に関する意識の高揚と実践力の向上を図るとともに、二輪車の実技指導等を含む実践的な交通安全教育の充実を図ること。

(本件担当)

**【校則について】**

初等中等教育局児童生徒課生徒指導室  
生徒指導企画係

電話番号 03-5253-4111 (内線3298)

**【交通安全教育について】**

初等中等教育局健康教育・食育課  
交通安全・防犯教育係

電話番号 03-5253-4111 (内線2695)



事 務 連 絡  
平 成 3 0 年 9 月 7 日

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長 殿

警察庁交通局運転免許課長

高等学校等卒業予定者の運転免許の取得について

例年、高等学校等卒業予定者の運転免許の取得時期が1月から3月に集中し、指定自動車教習所のいわゆる繁忙期の一要因となっており、高等学校等卒業予定者の円滑な運転免許取得にも支障が生じるおそれがあります。

なお、全日本指定自動車教習所協会連合会からも別添1のとおり、要望がなされているところです。

こうした状況をご理解の上、貴省におかれましても、運転免許取得に関し、学業等との両立に配慮しつつ、計画的な運転免許取得がなされるようご配慮をお願いします。

また、道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号。）により、車両総重量7.5トンまでの貨物自動車を運転できる準中型自動車免許（以下「準中型免許」という。）が新設され、同法は平成29年3月12日から施行されました（別添2参照）。

準中型免許は、普通自動車免許を保有しなくとも18歳から取得可能であり、警察庁におきましては、関係団体等と連携し、準中型免許制度について周知に努めているところです。貴省におかれましても、各都道府県教育委員会等を通じ、各高等学校等に対して、高等学校等卒業予定者が準中型免許を取得可能なことについても、改めて周知していただくよう、重ねてお願いいたします。

【本件担当】

警察庁交通局運転免許課教習所係  
電話：03-3581-0141（内線：5355）

全指連発第 186 号  
平成 30 年 9 月 4 日

警察庁交通局運転免許課長 殿

一般社団法人 全日本指定自動車教習所協会連合会  
会長 田中 節夫

### 高校生の自動車教習所への入所に関する要望について

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素から当連合会の業務につきまして、格別のご高配を賜り、心より御礼申し上げます。

さて、18 歳になった者は普通免許や準中型免許を取得できますが、自動車教習所への入所を禁止・制限する高校の校則の存在により、指定自動車教習所では、例年 1 月から 3 月までの間、高校生の入所が集中し繁忙期が生じています。

その結果、一部の指定自動車教習所では、就職が内定した高校 3 年生の生徒が、必要な運転免許を就職する 4 月までに取得することができないなど、生徒本人及び就職先に多大な負担を生じさせている事例が発生していると承知しています。

また、繁忙期には、教習指導員等職員が過大な時間外労働を強いられており、政府が推進する働き方改革の流れの中で改善しなければならない喫緊の課題となっています。

さらに、繁忙期には、公安委員会から受託している高齢者講習の実施体制が十分に確保できず、講習の受講待ち期間の長期化という弊害が生じています。

指定自動車教習所では、政府の第 10 次交通安全基本計画における「高校生に対する交通安全教育の推進」に努めるとともに、交通事故から生徒等の生命身体の安全を守るため、自動車教習所として運転免許取得時の教育の一層の充実を図ることはもとより、運転免許取得後の補完的な交通安全教育についても、効果的な取組を推進してまいりたいと考えております。

以上のようなことに加え、成年年齢を 18 歳に引き下げることを内容とする改正民法の公布などの社会的要請も踏まえ、高校において、自動車教習所への入所を禁止・制限する校則の撤廃、又は 18 歳になった者が希望する場合には運転免許を取得することが可能となるよう校則の運用緩和が行われることを強く要望するものであり、関係当局によるご高配を賜りますようお願い申し上げます。

# 改正道路交通法の概要（準中型免許関係）

18歳から取得可能な免許

## 準中型免許の新設

### 1. 準中型免許の新設

準中型免許では、車両総重量7.5トン未満（最大積載量4.5トン未満）の自動車を運転できます（普通自動車も運転できます）。  
普通免許で運転できる自動車は車両総重量3.5トン未満（最大積載量2トン未満）となります。

### 2. 準中型免許の受験資格・教習日数

準中型免許は、18歳から普通免許なしでも取得できます。教習では、最短17日で取得可能です。  
※普通免許は最短15日

### 3. 準中型免許に係る初心運転者期間制度

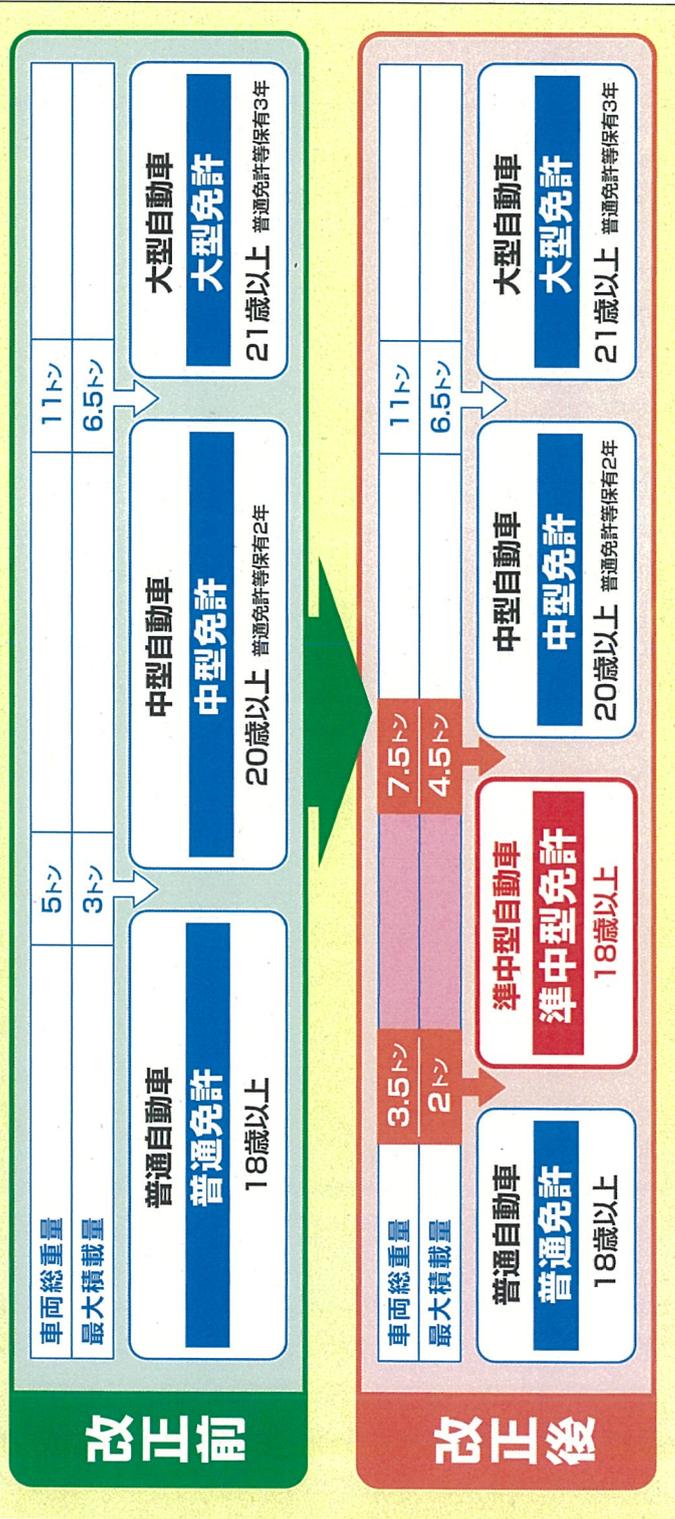
初めて準中型免許を取得した方は、準中型自動車を運転するときには1年間初心者マークを付けなければなりません。

### 4. すでに普通免許を保有している方は

引き続き車両総重量5トン未満の自動車を運転することができます。さらに限定解除審査(※)に合格すれば車両総重量5トン以上7.5トン未満の自動車の運転も可能となります。

※審査は、指定自動車教習所で最低4時間の教習を受けた上での審査又は免許試験場での技能審査等いずれかになります。

### ■ 免許の区分、受験資格等の改正概要について



18歳から  
普通免許なしでもOK!



別添2